

分配金変更のお知らせ

平素は「しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）」（愛称：アジアの恵み）（以下「当ファンド」といいます。）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社におきましては、この度、2021年8月20日に当ファンドの第110期決算を行い、当ファンドの「ファンドの目的」および「収益分配方針」を勘案しました結果、当期分配金を**25円（1万口当たり、税引前）**といたしましたことをご報告申し上げます。

今後も、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用してまいりますので、引き続き当ファンドをご愛顧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

第110期決算（2021年8月20日）の分配金と基準価額

当期分配金 (1万口当たり、税引き前)	基準価額 (1万口当たり、分配金控除後)	【ご参考】設定来累積分配金 (1万口あたり、税引き前)
25円	7,431円	7,015円

【ご参考】当ファンドの分配金推移（1万口当たり、税引前）

決算期	第1期 ～第6期	第7期 ～第10期	第11期 ～第25期	第26期 ～第78期	第79期 ～第88期	第89期 ～第109期	第110期
決算日	2012/7/20 ～ 2012/12/20	2013/1/21 ～ 2013/4/22	2013/5/20 ～ 2014/7/22	2014/8/20 ～ 2018/12/20	2019/1/21 ～ 2019/10/21	2019/11/20 ～ 2021/7/20	2021/8/20
分配金額	各35円	各50円	各60円	各80円	各60円	各40円	25円

ファンドの目的

アジア（日本を除く。）の債券に投資することにより、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

収益分配

毎月の決算時（20日（休業日の場合は翌営業日））に以下の「収益分配方針」に従って分配を行います。

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、利子・配当等収益を中心に安定した収益分配を行うことを目指し、委託会社が基準価額等を勘案し決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

※ 将来の分配金額についてあらかじめ一定額をお約束するものではありません。

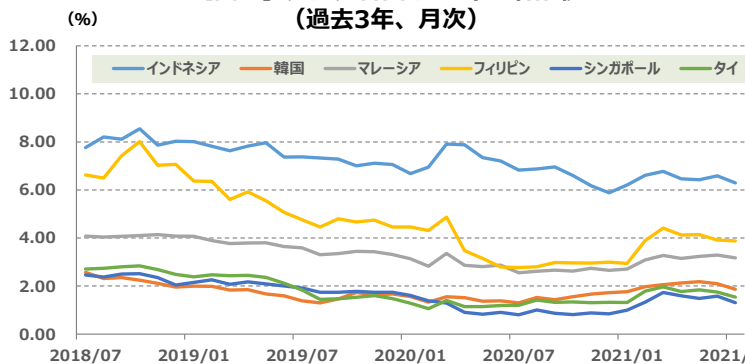
分配金の変更にに関するQ&A

Q1. 分配金を引き下げた理由を教えてください。

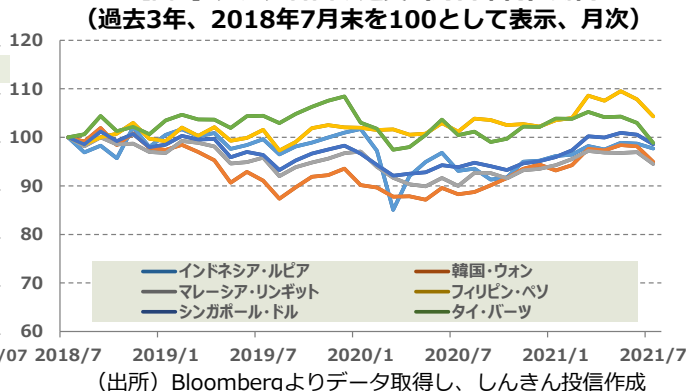
当ファンドにつきましては、2018年半ば以降の市場金利（債券利回り）の低下を受け、第89期（2019年11月20日）から分配金を40円（税引前、1万口あたり）に変更いたしました。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大への各国政府の対応として世界的な金融緩和が行われた結果、より一層、金利が低下した影響で、比較的金利水準が高いアジア各国の通貨が買われて為替については底堅い動きを見せたものの、当ファンドの組入債券ポートフォリオの利回りが低下しております（【図1】～【図3】参照）。今年に入り一時的な金利上昇局面はありましたが、依然として低金利が継続していることで、組入債券の値上がり益と利息収入の合計を上回る収益分配が続き、基準価額が伸び悩む要因となっております。

弊社としましては、年初来の基準価額（分配金再投資後）の推移等を踏まえると、足元の運用は堅調と考えておりますが、基準価額の水準ならびに「ファンドの目的」および「収益分配方針」等を勘案した結果、分配原資を取り崩しながらこれまでと同水準で分配を行うことは、ファンドの健全性を損なうものと判断し、第110期の分配金を25円（税引前、1万口あたり）とさせていただきます。

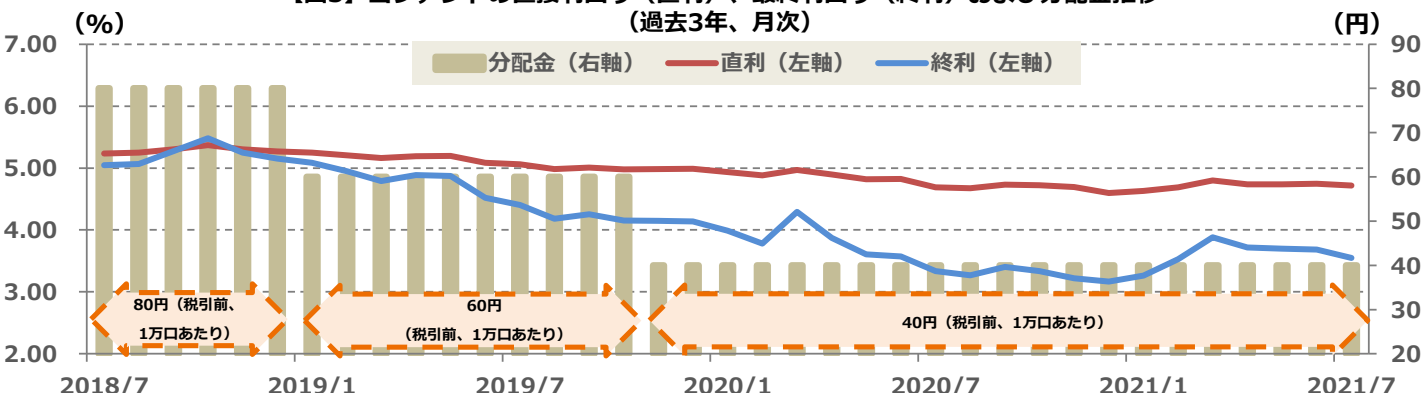
【図1】アジア各国の10年金利推移（過去3年、月次）



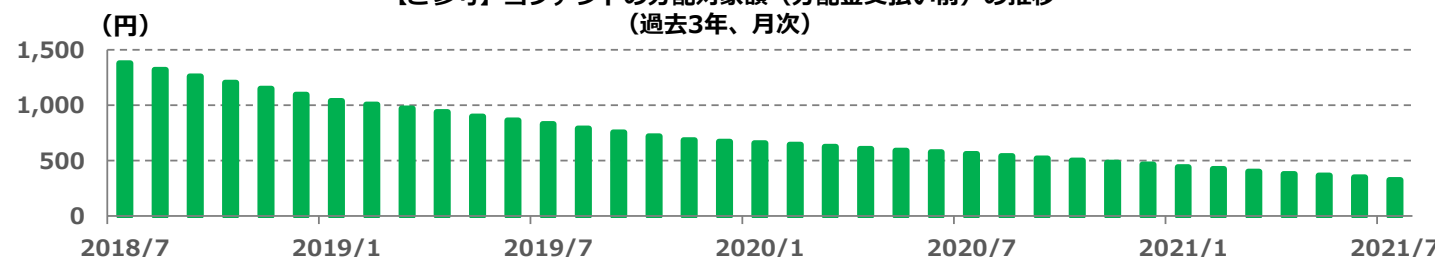
【図2】アジア各国の通貨（対日本円）動向（過去3年、2018年7月末を100として表示、月次）



【図3】当ファンドの直接利回り（直利）、最終利回り（終利）および分配金推移（過去3年、月次）



【ご参考】当ファンドの分配対象額（分配金支払い前）の推移（過去3年、月次）



分配金の変更に関するQ&A

Q2. 最近の運用状況はどのようになっていましたか。

2021年7月末における直近1年間は、各国中央銀行の金融緩和策を背景に経済活動が本格的に再開される期待感から一時的に金利が上昇した局面もありましたが、各国中央銀行による利上げには時間を要するとの見方から、今後の方向感を探りながらも、足元では落ち着いた展開になっています。

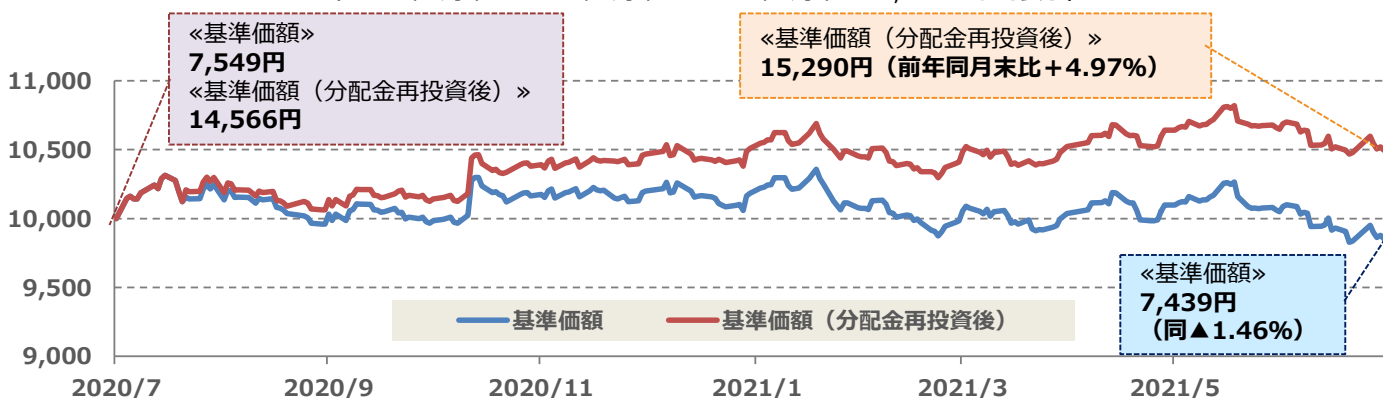
そのような環境下、ファンドの騰落率については、「基準価額（分配金再投資後）」（※）がプラス4.97%であった一方、分配金再投資を考慮しない「基準価額」は、マイナス1.46%となりました（【図4】参照）。※「基準価額（分配金再投資後）」の分配金については税金を考慮していません。

為替要因につきましては、世界的な金融緩和環境の中、アジア各国通貨は相対的に高い金利などを背景にタイバーツを除き対円で上昇となり、当ファンドの基準価額にプラスの寄与をもたらしました。

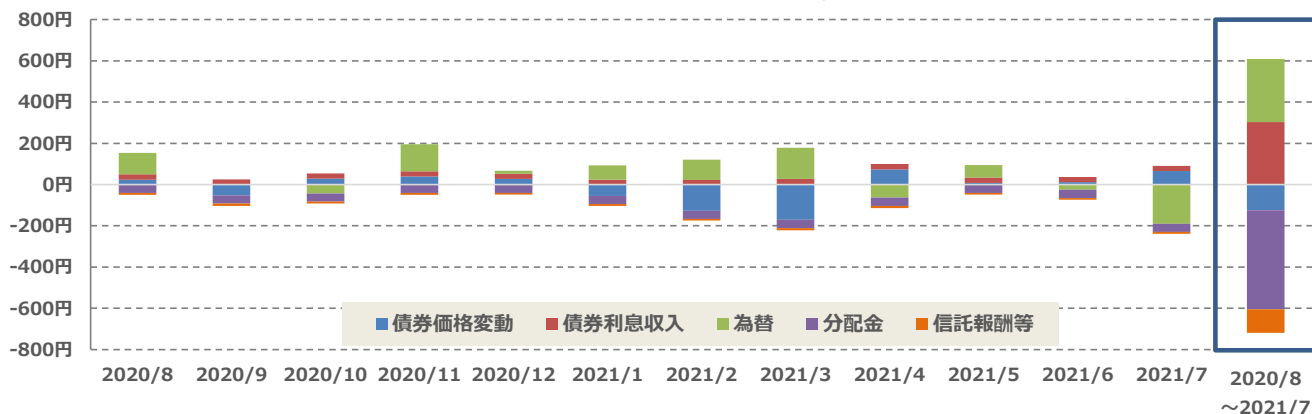
また、金利要因につきましては、米国の金利上昇の影響を受けて、インドネシアを除くアジア各国の市場金利が上昇していることから、債券価格が下落し、当ファンドが受け取る債券利息収入によるプラスのリターンを押し下げる要因となりました（【図5】参照）。

当ファンドの「基準価額（分配金再投資後）」の推移を勘案すると、弊社としましては、足元における当ファンドの運用状況は堅調と考えております。一方で、基準価額については、為替および債券の収益に対して、相対的に高い利回りの収益分配が続いたことにより、下落する結果となりました。

【図4】 基準価額・基準価額（分配金再投資後）の日次推移
（2020年7月末～2021年7月末、2020年7月末を10,000として表示）



【図5】 基準価額の変動要因
（2020年8月末～2021年7月末）



分配金の変更に関するQ&A

Q3. 当ファンドを取り巻く環境の見通しと運用方針について教えてください。

<経済環境の見通しについて>

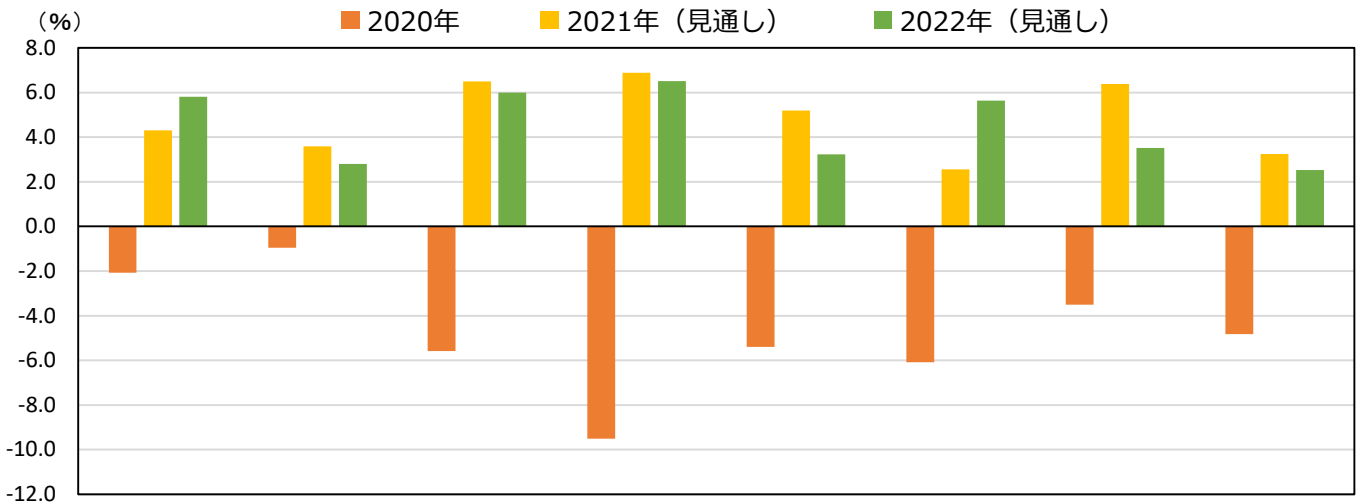
アジア新興国における2021年の実質国内総生産（GDP）成長率は、各国とも年間でプラスとなる見通しです。ただ、東南アジアなどで新型コロナウイルスの感染が今春以降に急拡大しており、これに伴う行動制限が足元の景気を圧迫しています。そのため、各国のGDP成長率は、春頃の見通しに比べ小幅なプラスにとどまりそうです。とはいえ、米欧や中国の景気拡大を背景に、アジア各国の輸出は堅調を維持するとみられることなどから、極端な景気悪化は想定しにくい状況です。

アジア新興国の市場金利（国債利回り）は、世界的な金融緩和を背景に、当面、過去の平均的な水準に比べ低めの水準で推移する見通しです。ただ、米国は今年終盤以降、徐々に量的緩和策を修正するとみられ、それに伴い米国債の利回りが上昇すると考えられ、アジアの国債利回りも緩やかな上昇を示すと予想されます。また、東南アジア各国の通貨価値は足元、新型コロナウイルスの感染拡大に圧迫されていますが、各国でワクチン接種などが進むにつれ、対円で上昇基調を示す見通しです。

<当ファンドの運用方針>

米国でテーパリング（量的緩和の段階的縮小）開始が予想される一方で、利上げまでには至らず、緩和的な金融環境が当面は継続すると考えられることから、アジア各国金利は緩やかに上昇するとは考えられるものの、概ね現状水準で推移すると予想します。一方で先進国対比では相対的に高い利回りであるインドネシアなどを中心に資金流入が続きやすくアジア通貨高を見込んでいますが、新型コロナウイルスの感染拡大や各国の財政状況が悪化するなど以前よりもリスクは高まっており、不安定な局面もあると予想しています。運用方針につきましては、世界経済や各国金融・財政政策動向を分析した上で国別投資比率を調整し、現地通貨建国債に投資してまいります。

【ご参考】アジア各国の経済成長率
 （実質国内総生産（GDP）の伸び率）



(注) 見通しは国際通貨基金（IMF）による
 (出所) IMFよりデータ取得し、しんきん投信作成

分配金の変更に関するQ&A

Q4. 今回分配金を引き下げた分はどうなるのですか。

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

今回分配金を引き下げた分は、それに相当する額がファンドの純資産に留保され、分配金支払い後の基準価額に反映されます。したがって、分配金支払い後の基準価額は、前回の分配水準と同じ額を分配した場合に比べて下落幅が小さくなります。

なお、分配金の水準は、必ずしもファンドの収益率を示すものではありませんので、基準価額の騰落額と分配金を合わせたトータル・リターンで考える必要があります。

【投資信託で分配金が支払われるイメージ】



分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日に比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

Q5. 今後も分配金の変更は続くのですか。

当ファンドは、前掲1ページの説明にありますとおり、毎月の決算日に、「収益分配方針」に従い分配を行うこととしております。今後も、この「収益分配方針」に従って、基準価額の水準、分配対象額の状況や市況動向等を総合的に勘案し、適時適切に収益分配額を決定いたします。

したがって、将来の分配金の支払いやその金額について保証するものではなく、今後の市場環境や運用状況によっては分配金の水準を維持できない可能性はありますが、市況やファンドの運用方針などに大きな変更がない場合には、当面現在の分配水準を維持できるものと考えております。

収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

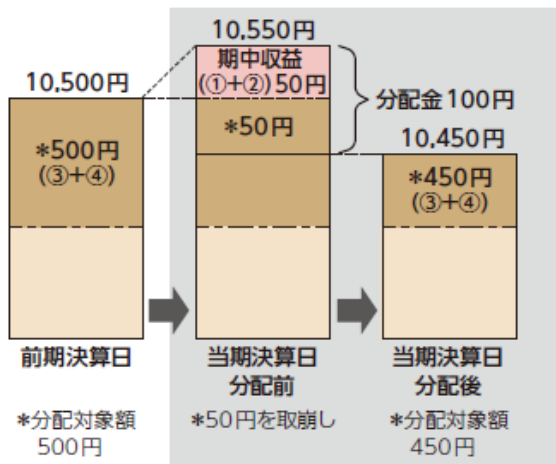
投資信託で分配金が支払われるイメージ



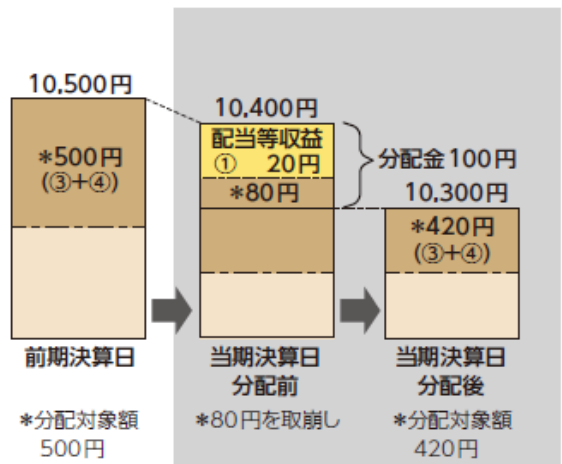
●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



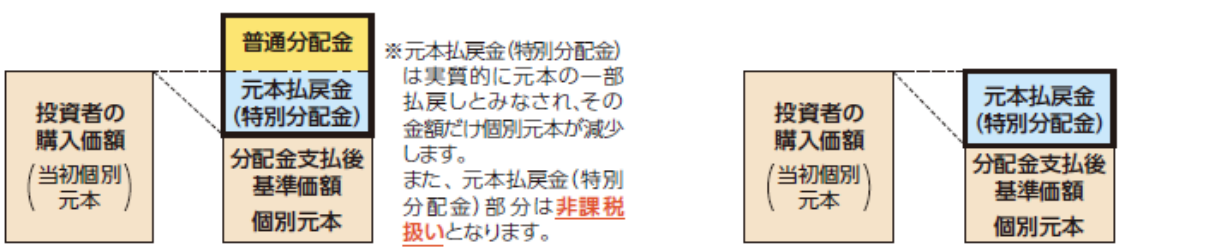
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益および③分配準備積立金ならびに④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
 ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

委託会社その他関係法人の概要

委託会社 ファンドの運用の指図を行います。

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第338号
加入協会/一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社

販売会社 受益権の募集の取扱い、受益者に対する収益分配金、解約代金、償還金等の支払い等を行います。

- ・信金中央金庫（指定登録金融機関）登録金融機関 関東財務局長（登金）第258号 加入協会/日本証券業協会
- ・信用金庫（取次登録金融機関）

取次登録金融機関は信金中央金庫との契約に基づき、受益権の募集の取扱いの取次ぎ、受益者に対する収益分配金、解約代金、償還金等の支払いの取次ぎ等を行います。

当ファンドに関してのお問い合わせ
しんきんアセットマネジメント投信株式会社
<コールセンター>（営業日の9：00～17：00）
フリーダイヤル 0120-781812 携帯電話・PHSからは 03-5524-8181
<ホームページ> <https://www.skam.co.jp>

ご投資にあたっての留意点

「しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）」【愛称：アジアの恵み】は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。**

<基準価額の変動要因>

金利リスク

金利リスクとは、金利変動により公社債等の価格が下落するリスクをいいます。一般的に金利低下局面では組み入れた公社債等の価格は値上がりし、金利上昇局面では値下がります。また、償還までの期間が長い公社債等は、概して、短いものより金利変動に対応して大きく変動します。組入有価証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

カントリー リスク

海外の有価証券に投資する場合、投資する国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制、制度変更等による影響を受けることがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に、新興国に投資する場合、先進国に比べ厳格ではない開示・会計基準または規制慣習等のため、発行体や市場に関する投資判断に際して正確な情報を十分に確保できないことがあります。また、先進国の市場に比べ流動性が低く、市場動向や取引量等の状況によっては、組入有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できない場合があります。

※上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目以降にお支払いします。
申込受付中止日	韓国もしくはインドネシアの金融商品取引所または銀行の休業日
申込締切時間	毎営業日の午後3時 (この時刻までに販売会社所定の事務手続きが完了していることが必要です。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込受付を中止することがあります。
信託期間	無期限（当初設定日：2012年1月13日）
繰上償還	委託会社は、受益権の総口数が1億口を下回ることとなった場合、またはこの信託を償還することが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託を償還することがあります。
決算日	毎月20日（休業日の場合、翌営業日）です。
収益分配	毎月の決算日に、収益分配方針に従って収益分配を行います。収益分配金は自動的に再投資されます。収益分配金をお受け取りになる場合は、事前に販売会社所定の手続きが完了していることが必要です。
信託金の限度額	1,000億円とします。
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	交付運用報告書は、毎年1月、7月の計算期間末日および償還日を基準に作成し、基準日に保有している投資者に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除の適用はありません。益金不算入制度の適用はありません。 ※税法の改正によって変更される場合があります。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

<ファンドの費用>

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入金額に応じて、購入価額に 2.75% (税抜2.5%) を上限 に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額を購入時にご負担いただけます。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売に関する取扱事務および情報提供の対価です。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.3% を乗じて得た額を換金時にご負担いただけます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して、 年率1.375% (税抜1.25%)	
	$1\text{万口あたりの信託報酬} = \text{保有期間中の平均基準価額} \times \text{信託報酬率} \times (\text{保有日数} / 365)$ ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 ※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。	
	支払先	配分 (税抜) および役務の内容
	委託会社	純資産総額に対して、年率0.45% ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の作成等の対価
	販売会社	純資産総額に対して、年率0.75% 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理および購入後の情報提供等の対価
	受託会社	純資産総額に対して、年率0.05% 運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の発行等の対価

その他費用・手数料	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、有価証券売買時の売買委託手数料等および外貨建資産の保管等に要する費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただけます。 ※「その他費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を表示することができません。
-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
 ※ファンド監査の費用は、委託会社が受け取る信託報酬より支払われます。

<税金>

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	・配当所得として課税* ・普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 および償還時	所得税および地方税	・譲渡所得として課税* ・換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

* 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※上記は、作成基準日現在の情報をもとに記載しています。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合
 毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。
 ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記と異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

信用金庫（取次登録金融機関一覧）

No.	信用金庫名	区分	登録番号	加入協会	No.	信用金庫名	区分	登録番号	加入協会
1	空知信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第21号		27	福井信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第32号	
2	帯広信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第15号		28	しずおか焼津信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第38号	
3	大地みらい信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第26号		29	静清信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第43号	日本証券業協会
4	新庄信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第37号		30	浜松磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第61号	
5	石巻信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第25号		31	沼津信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第59号	
6	白河信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第36号		32	三島信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第68号	
7	あぶくま信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第24号		33	知多信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第48号	
8	桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第234号		34	豊川信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第54号	
9	足利小山信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第217号		35	碧海信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第66号	日本証券業協会
10	栃木信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第224号		36	北伊勢上野信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第34号	
11	鹿沼相互信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第221号		37	滋賀中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第79号	
12	水戸信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第227号		38	長浜信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第69号	
13	埼玉信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第202号	日本証券業協会	39	大阪信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第45号	
14	川口信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第201号		40	大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第88号	日本証券業協会
15	青木信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第199号		41	きのくに信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第51号	
16	平塚信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第196号		42	神戸信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第56号	
17	さがみ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第191号		43	姫路信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第80号	日本証券業協会
18	朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第143号	日本証券業協会	44	水島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第48号	
19	東京東信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第179号	日本証券業協会	45	玉島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第30号	
20	西武信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第162号	日本証券業協会	46	呉信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第25号	
21	多摩信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第169号	日本証券業協会	47	西中国信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第29号	
22	長野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第256号	日本証券業協会	48	備多信用金庫	登録金融機関	四国財務局長(登金)第24号	
23	金沢信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第15号	日本証券業協会	49	福岡ひびき信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第24号	日本証券業協会
24	のと共栄信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第30号		50	大牟田柳川信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第20号	
25	はくさん信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第35号		51	大川信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第19号	
26	興能信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第19号						

※上記信用金庫に関する情報は、作成基準日現在のものです。
 ※上記信用金庫は、登録金融機関である信金中央金庫の取次登録金融機関です。

※一部掲載していない信用金庫がある場合があります。
 ※上記信用金庫では、一部お取扱いのない店舗があります。

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

- ※本資料は、ご投資家の皆様へ「しんきんアジア債券ファンド（毎月決算型）」【愛称：アジアの恵み】へのご理解を深めていただくことを目的として、しんきんアセットマネジメント投信株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ※本資料は、信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。また、いかなるデータも過去のものであり、将来の投資成果を保証・示唆するものではありません。
- ※本資料の内容は、当社の見解を示しているに過ぎず、将来の投資成果を保証・示唆するものではありません。記載内容は作成時点のものであり、予告なく変更する場合があります。
- ※投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の補償の対象ではありません。また、金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ※投資信託は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預金と異なり投資元本が保証されているものではありません。運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。
- ※当ファンドの取得のお申込みに当たっては、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。また、請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。
- ※しんきんアセットマネジメント投信株式会社をしんきん投信と略して表記する場合があります。